

# 南会津町景観計画



平成 26 年 2 月



## 目 次

1	景観計画の目的と位置づけ	1
	(1) 目的	
	(2) 位置づけ	
2	南会津町の景観概要	2
	(1) 南会津町の概況	
	(2) 南会津町の景観特性	
	(3) 景観形成の取り組み	
3	景観計画区域	13
4	景観形成の目標と理念	15
	(1) 将来像	
	(2) 景観形成の理念	
5	景観形成の基本方針	16
	(1) 全域の方針	
	(2) 地域別の方針	
	(3) 推進地区と重点地区の設定	
6	行為制限	23
	(1) 届出対象行為	
	(2) 景観形成基準	
7	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に係る方針	37
	(1) 景観重要建造物の指定方針	
	(2) 景観重要樹木の指定方針	
8	屋外広告物に関する事項	39
9	景観重要公共施設の整備に係る方針	40
	(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項	
	(2) 占用許可の基準に関する事項	
10	景観形成推進方策	41
	(1) 町民・事業者・行政の役割	
	(2) 景観に関する施策の推進	
	(3) 推進体制の確立	



# 1 景観計画の目的と位置づけ

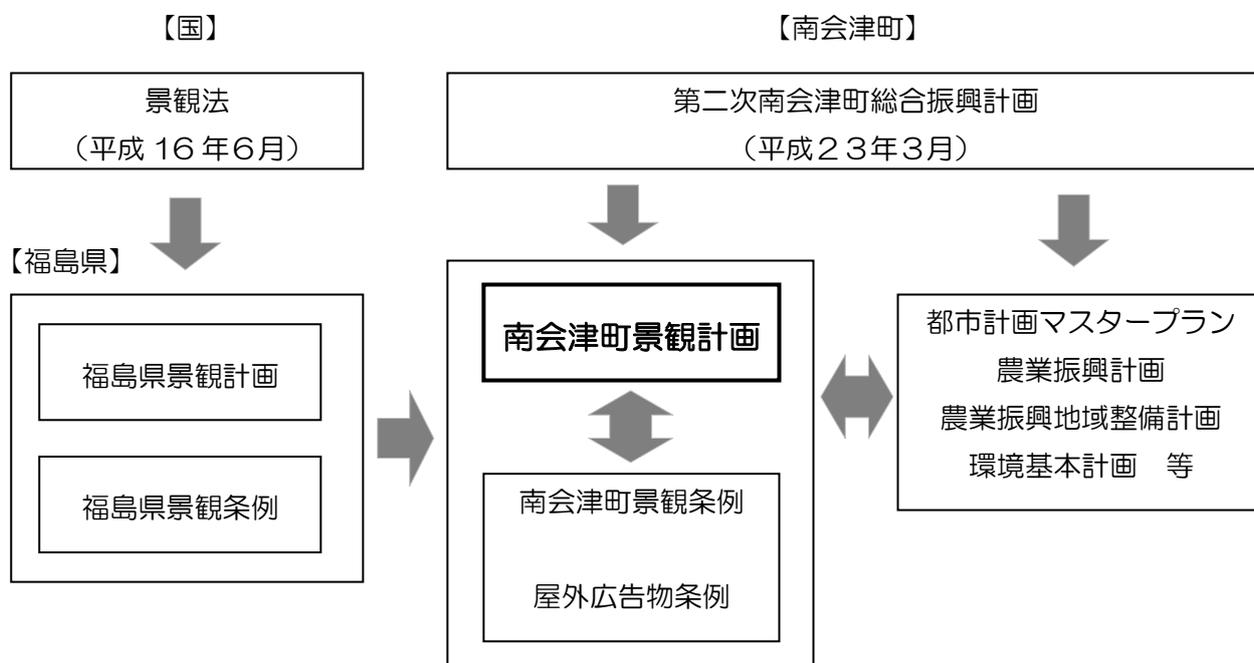
## (1) 目的

本町はこれまで景観形成に関わる様々な取り組みを通じて、景観法に基づく景観計画の策定をはじめ、景観に関する諸施策の推進の機運が醸成されてきました。そのため、本町が有する地域の資源、歴史、文化等を明確にし、町民の生活向上及び経済活性化に資する良好な景観形成を誘導するため、景観計画を策定し、本町固有の景観形成を図るものとします。

## (2) 位置づけ

景観計画は、景観法に基づき策定するものであり、本町は現在福島県の景観計画区域として、福島県景観条例が適用されています。本町は景観行政団体となり景観計画を策定することにより、独自の景観条例を定め、景観行政に取り組むことになります。また、景観計画は、第二次南会津町総合振興計画の課題別計画として位置づけ、関連計画との調整、整合を図り策定するものです（図 1-1）。

図 1-1 景観計画の位置づけ



## 2 南会津町の景観概要

### (1) 南会津町の概況

#### 1) 地勢

本町は、福島県の西南端に位置し、東西 43km、南北 38km、総面積 886.52 km<sup>2</sup>で、福島県内で二番目に広大な面積であり、町域の 91.3%が森林です (図 2-1)。

地勢は、越後山系から連なる帝釈山 (標高 2,060m) を最高峰に、四方を山に囲まれた山岳地帯であり、駒止峠と中山峠を境に、田島地域は阿賀川流域、館岩地域、伊南地域、南郷地域は伊南川流域に分かれています (図 2-2)。

図 2-1 南会津町の位置 (出典①)



図 2-2 南会津町の地勢 (出典①)



出典①：景観形成方針検討業務報告書 平成 20 年 3 月 国土交通省東北地方整備局

## 2) 人口

人口は、昭和 30 年の 34,703 人をピークに減少傾向しており、平成 22 年は 17,864 人となり、3分の2が田島地域に居住しています（図 2-3）。

年齢階層別では、年少人口が減少し、高齢者が増加傾向にあり、平成 22 年には高齢人口が年少人口の 3 倍に達し高齢化率は 35.7%となり、少子高齢化が進行しています（図 2-4）。

図 2-3 人口の推移（国勢調査データより作成）

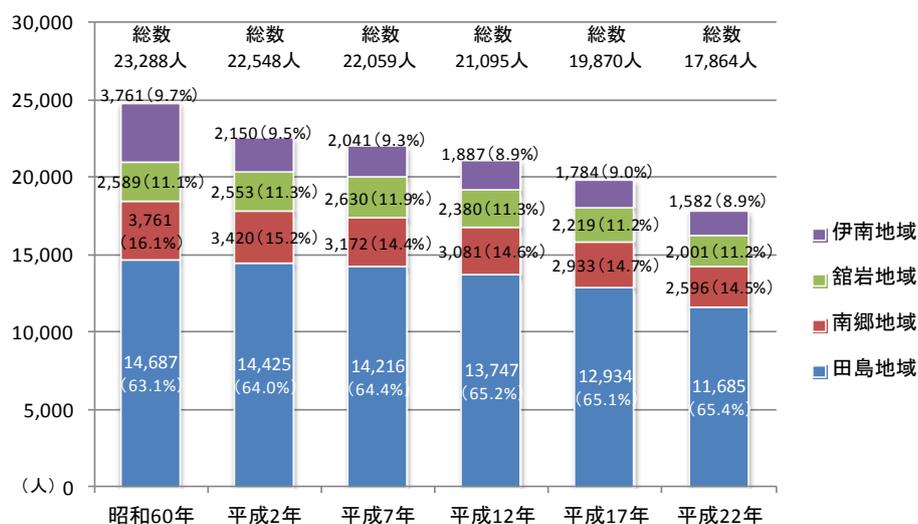
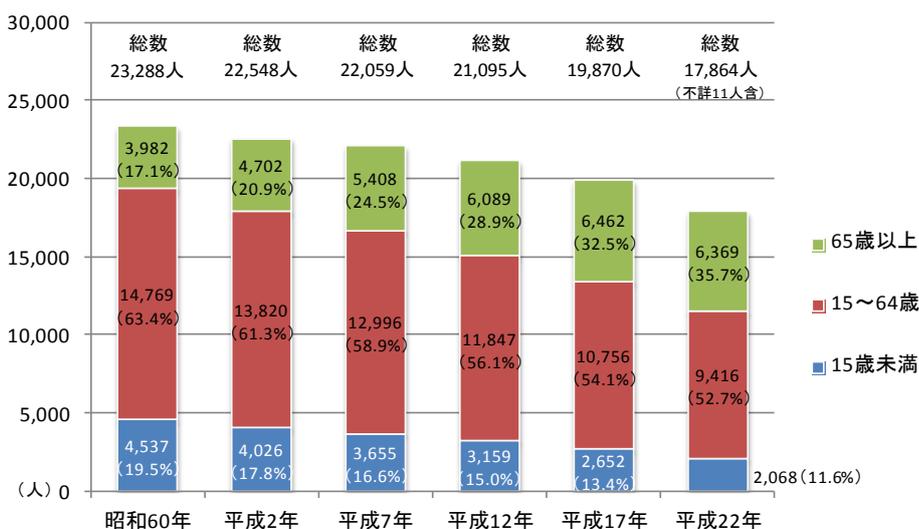


図 2-4 年齢階層別人口の推移（国勢調査データより作成）



### 3) 土地利用

町面積は 886.52 km<sup>2</sup>であり、田島地域が最も広く 350.34 km<sup>2</sup>で町面積の 39.5%を占めます(表 2-1)。土地利用の状況は、森林が 91.3%を占め、農用地は 2.5%、宅地は 0.6%となっています(図 2-5、表 2-2)。

土地利用規制では、地域森林計画対象の森林面積が約 816 km<sup>2</sup>と大半を占め、次いで農業振興地域面積が約 293 km<sup>2</sup>であり、都市計画区域は約 11 km<sup>2</sup>に過ぎません(図 2-6、表 2-3)。

表 2-1 総面積 (第二次南会津町総合振興計画より)

区分	田島地域	館岩地域	伊南地域	南郷地域	総面積
総面積	350.34	263.55	153.13	119.50	886.52
構成比	39.5	29.7	17.3	13.5	100.0

(単位:km<sup>2</sup>、%)

図 2-5 土地利用の状況 (第二次南会津町総合振興計画より)

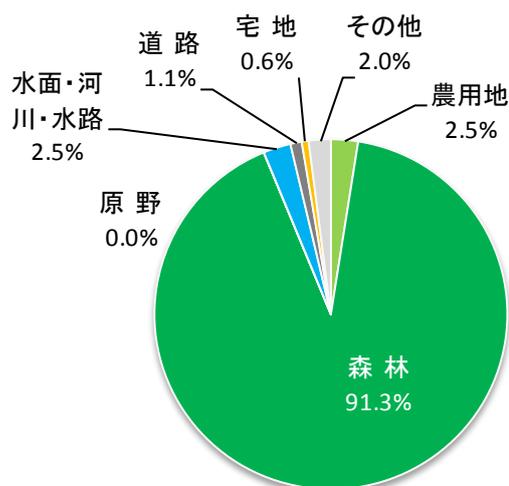


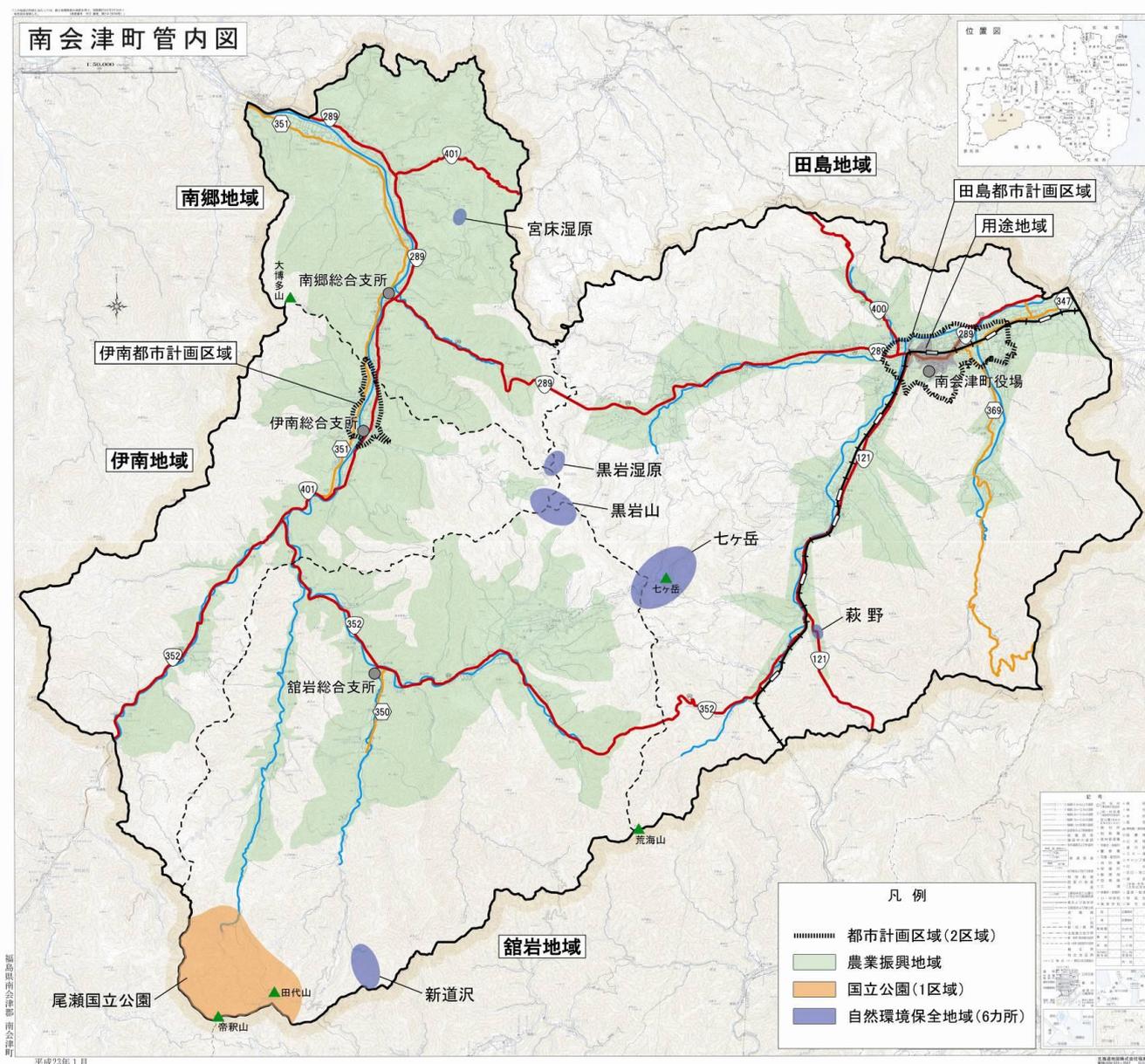
表 2-2 土地利用の内訳 (第二次南会津町総合振興計画より)

地目	田島地域	館岩地域	伊南地域	南郷地域	南会津	構成比
農用地	12.7	2.6	2.4	4.3	22.0	2.5
森林	310.8	251.3	142.8	104.5	809.4	91.3
原野	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
水面・河川・水路	12.7	2.7	3.7	3.2	22.3	2.5
道路	4.2	1.8	1.3	1.9	9.2	1.1
宅地	3.2	0.8	0.7	0.9	5.6	0.6
その他	6.6	4.4	2.2	4.7	17.9	2.0
合計	350.3	263.6	153.1	119.5	886.5	100.0

表 2-3 土地利用規制・計画別面積

土地利用規制・計画	面積 (km <sup>2</sup> )
地域森林計画 (森林面積)	816.07
農振法 (農業振興地域面積)	292.62
都市計画区域面積	10.95
自然環境保全地域面積	7.28
国立公園面積	13.73

図 2-6 土地利用規制の概要

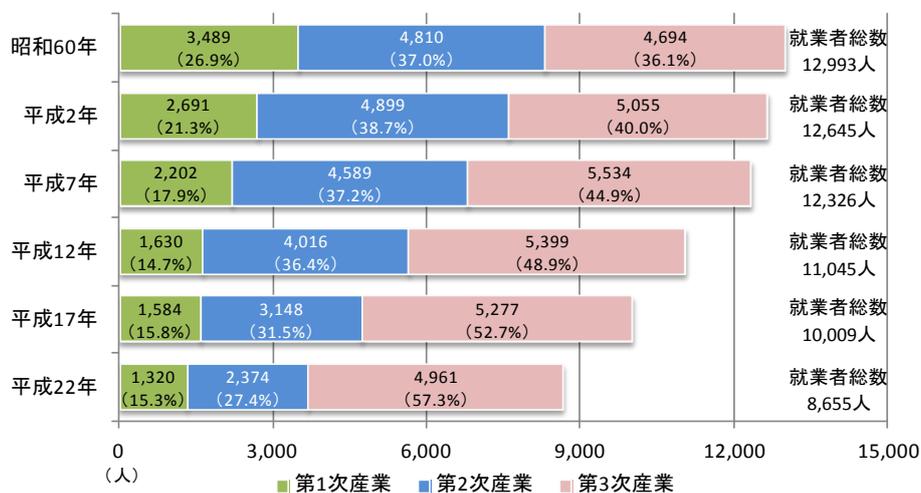


#### 4) 産業構造

第1次産業就業者は、昭和35年の9,014人(53.7%)から年々減少し、平成22年には1,320人(15.3%)にまで減少しています。第2次産業就業者は、昭和55年まで年々増加し4,929人(37.1%)となりましたが、その後は減少傾向にあり、平成22年には2,374人(27.4%)です。第3次産業就業者は、年々増加傾向にあり、平成22年には4,961人(57.3%)と就業者の半数以上を占めています(図2-7)。

第1次産業従業者の減少は、町域の大半を占める森林の荒廃、未耕作農地の拡大等、土地利用や自然景観にも影響を及ぼしています。

図2-7 産業別就業者数の推移(国勢調査データより作成)



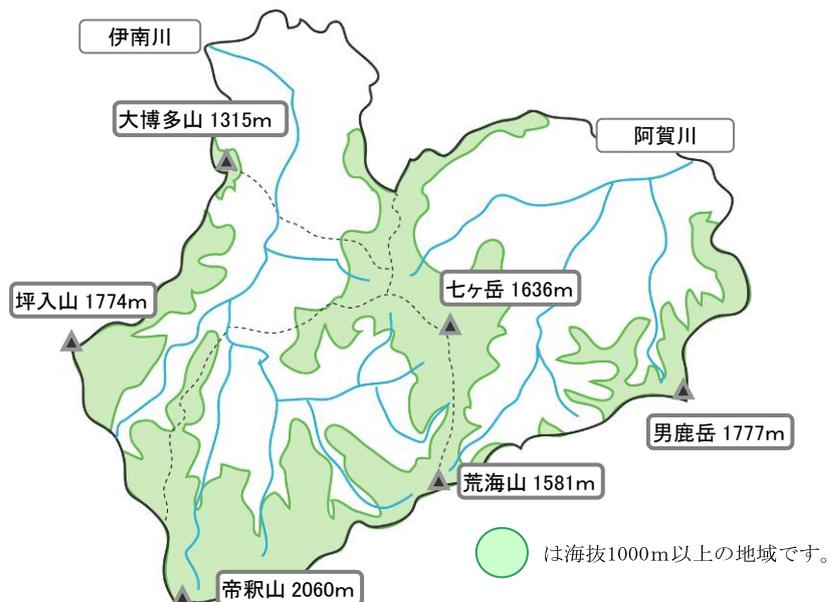
## (2) 南会津町の景観特性

本町の景観特性は、地形、風土等の自然の景観構造となる大景観、市街地、集落等町民の生活の場となる中景観、特徴的な建物や樹木等景観の要素となる小景観に分けて把握します(表 2-4、図 2-8)。

表 2-4 景観構成と各地域の関係

景観構成	田島地域	南郷地域	伊南地域	館岩地域
大景観 地形、風土等の景観構造	阿賀川流域 扇状地に市街地を形成 ・市街地周辺は河川、 主要道路沿道に集 落、田園が広がる	伊南川流域（3地域は特別豪雪地帯指定） 山地に囲まれた川沿いに集落を形成 ・南郷・伊南北部は伊南川沿い平地に集落と田畑 ・伊南南部・館岩は川沿い山地に集落を形成		
中景観 市街地、集落 等生活の場 となる景観	都市計画区域の市街地 商業・住宅地等の景観	支所周辺の商工業の集積 地域の中心部としての景観		
小景観 景観の個々 の要素	集落・田畑・山の一体的景観（里山） ベンガラ屋根・茅葺きの集落、水路を活用した集落 蔵の集落 等		観光地 ペンション集積、山間 温泉地 等	
	地域のシンボル、歴史文化の継承や各地域の特徴的な建物、樹木			

図 2-8 地形のイメージ（第二次南会津町総合振興計画より）



## 1) 自然景観（大景観）

本町の自然景観の特徴は、市街地や集落を囲む山々とそれを水源とする河川が織りなす景観です。本町南端に位置する帝釈山及び田代山は国立公園、七ヶ岳、黒岩山や湿原等は自然環境保全地域に指定され、豊かな自然と動植物の宝庫です。森林には、国有林と民有林がありますが、後者については田島町森林組合、伊南村森林組合、舘岩村森林組合が中心となって維持管理が行われています。

当町東部を流れる阿賀川は田島地域の盆地、西部を流れる伊南川は伊南及び南郷地域の平地を形成し、上流域はアユ、ヤマメ、イワナ釣りが楽しめる清流となっています。山裾から河川の間は農地が広がり、水田の稲作が中心ですが、高原性の気候を利用したトマト、グリーンアスパラガス、リンドウ、カスミソウ等の園芸作物が栽培されています。一方、担い手が不足する山間部では、ソバ等景観も兼ねた作物も栽培されています。



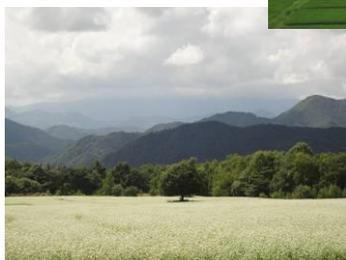
伊南川と山並みの景観（伊南地域）



野岩鉄道車窓からみた七ヶ岳の景観：田島地域



山を遠望する水田と  
ハウス：南郷地域



ソバ畑の景観：舘岩地域



田代山の景観：舘岩地域

## 2) 市街地、集落景観（中景観）

町民生活の場となる中景観は、市街地と農山村集落の2つに分けられます。市街地は、会津田島駅を中心とする都市計画区域で、駅周辺は用途地域指定により建築規制が行われています。伊南地域にも国道沿道に都市計画区域指定がありますが、用途地域の指定は行われておらず、統一感に乏しい沿道景観となっています。

田島地域の市街地は、用途地域が定められていますが、駅周辺及び国道沿道は用途制限が緩やかなため、商業施設、住宅等が混在しています。また、区画整理が行われている駅北側地区や鉄道沿線では住宅建設が進んでおり、市街地としての新たな景観が形成されています。

農村集落は、伝統的な茅葺き屋根の景観を集団的に保存している前沢集落（重要伝統的建造物群保存地区選定）、水路と沿道建築物の一体的な景観等が残っています。また、集落内に残る茅葺き屋根の建築物や入母屋屋根の並ぶ集落等、歴史的な景観も各地にみられ、歴史ある建築物と新たな建築物が混在する状況です。



切妻屋根が並び緑豊かな沿道集落：南郷地域



田島祇園祭のメイン通りとなる国道沿道：田島地域



拡幅した国道と沿道の建物の景観：伊南地域

入母屋が残る沿道集落：田島地域



重要伝統的建造物群保存地区に選定された前沢集落：舘岩地域

### 3) 交流景観（中景観）

本町は、春から秋にかけての自然を楽しむ観光や温泉、冬のスキー等地域資源をいかした観光が進められています。会津田島駅や会津高原尾瀬口駅は、鉄道による来訪者にとって本町の印象として残るものでもあり、もてなしの場となります。また、車での来訪者は、各地域を結び町外へと続く環状の国県道を利用しますが、車から遠望する自然景観や沿道の町並みや集落景観に配慮することも大切です。

本町にある3つの道の駅は、来訪者と町民の交流の場でもあり、地元農産物・加工品の販売及び本町や身近な地域を紹介するインフォメーションの役割を担っています。また、本町には、温泉施設やリゾート施設が集中する地区があり、これらの地区も来訪者が親しむ場となっています。



道の駅たじま：田島地域



道の駅きらら289  
：南郷地域



会津田島駅：田島地域



道の駅番屋：館岩地域



溪流と湯ノ花温泉：館岩地域



会津高原尾瀬口駅：田島地域（写真：野岩鉄道HPより）

#### 4) 歴史文化景観となる建造物、樹木（小景観）

本町には建造物では、国指定文化財が2件、県指定文化財及び町指定文化財が各4件、国登録有形文化財が31件あり、樹木では1件の県指定天然記念物、8件の町指定天然記念物があります。これらの建造物や樹木は、地域のシンボルや誇りとなっていることも多く、景観計画の中で地域の大切な景観として位置づけていくことも重要です。

表 2-5 文化財(建造物)の状況

	件数
文化財（国指定）	2
文化財（県指定）	4
文化財（町指定）	4
国登録有形文化財	31

表 2-6 天然記念物等の状況

	件数
県指定天然記念物	1
町指定天然記念物	8
その他	6



照国寺の山門（町指定文化財）：伊南地域



旧南会津郡役所（県指定文化財）：田島地域



古町の大きいちょう  
（県指定文化財）：伊南地域



五本松（町指定文化財）：田島地域

### (3) 景観形成の取り組み

景観形成に関わる取り組みとしては、旧田島町、旧南郷村、旧館岩村においてHOPE計画を策定し、地域にふさわしい建築物の景観を検討し、助成策を進めてきており、現在の地域経済活性化対策奨励金に受け継がれています。館岩地域では、旧館岩村において景観づくりを推進する条例に基づく補助金交付や景観行政団体として景観計画案の策定を行うとともに、前沢集落の伝統的建造物群保存地区の国選定に向けた取り組みを進めてきました。また、各地域においてはHOPE計画に基づき景観形成のモデルとなる町営住宅の建設を行っています。

建築関係団体の取り組みでは、田島地域においてNPO法人南山匠の会が発足し、南会津の健康な木と健全な職人が織りなす循環型の家づくりをめざしてモデルハウスを建設し、地場材と伝統構法の普及を進めています。建築士会田島支部は毎年フォトコンテストを行い、町内の美しい景観を把握するとともに、景観パンフレットの作成や景観スポットの標示を進めています。

山林の保全では、田島高校前駅周辺で、高校生と地域住民が協力してホーム向かいの森林整備を行い、また弁天山では地区住民が間伐や緑地を整備する等の取り組みが行われています。



建築士会田島支部 フォトコンテスト



南山匠の会 モデルハウス



田島高校前駅のホームと手入れした杉林：田島地域



町営住宅：田島地域



町営住宅：館岩地域

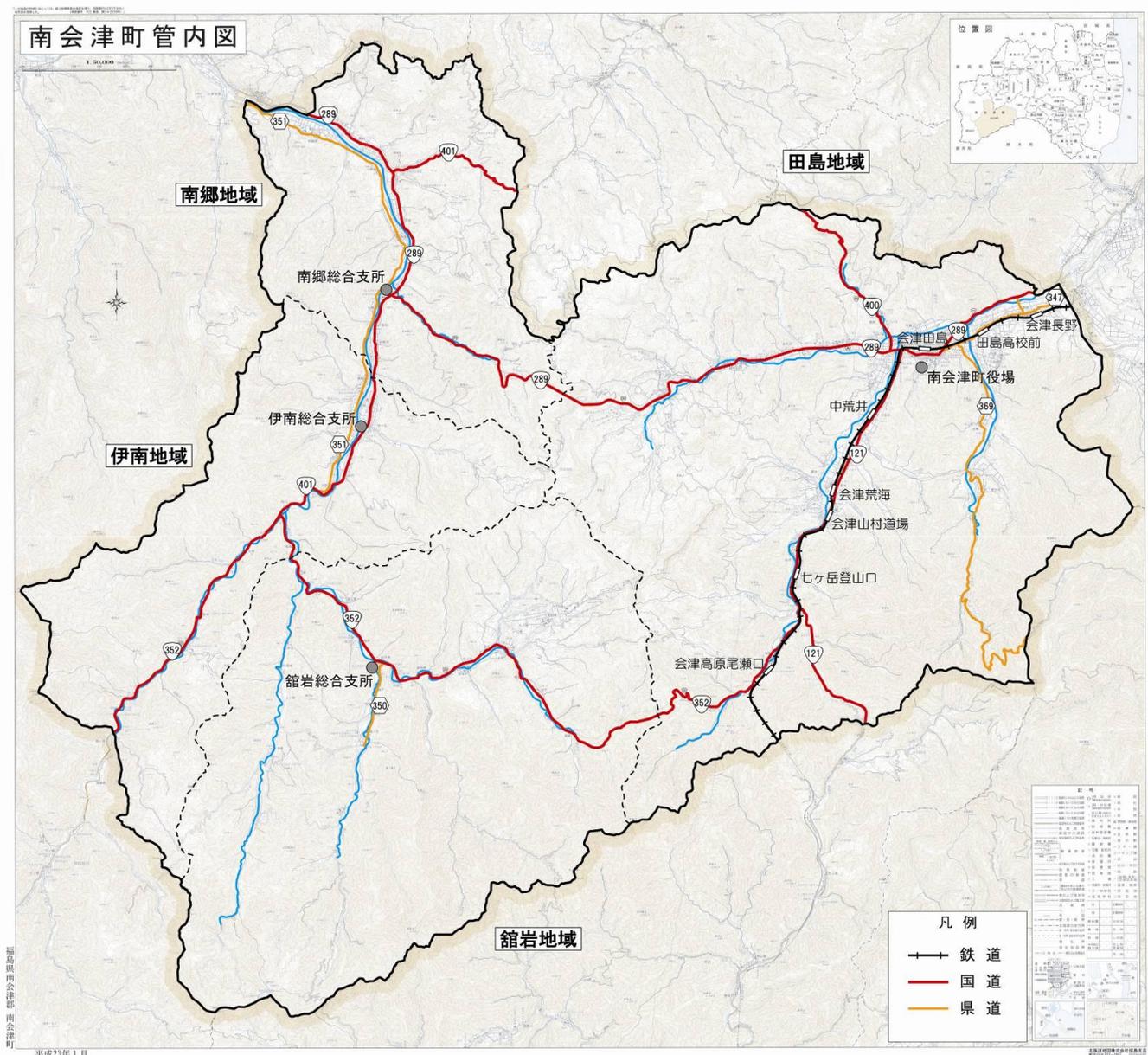
### 3 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

本町の骨格となる自然景観を保全し、歴史的、文化的景観の保全・継承と新たな景観創造のために、本町全域を景観計画区域とします（図3-1）。

また、以下の地域別区分を行い、本町の景観特性を踏まえた景観形成を図ります（図3-2）。

- ・自然景観地域：本町の骨格となる山林の区域
- ・沿道沿線景観地域：国道・県道の沿道及び鉄道沿線の区域
- ・市街地景観地域：田島地域の都市計画区域
- ・集落里山景観地域：農業振興地域の区域
- ・交流景観地域：鉄道駅、道の駅、支所周辺及びリゾート施設が立地する区域

図3-1 景観計画区域（南会津町全域）





## 4 景観形成の目標と理念（景観法第1条、第2条関係）

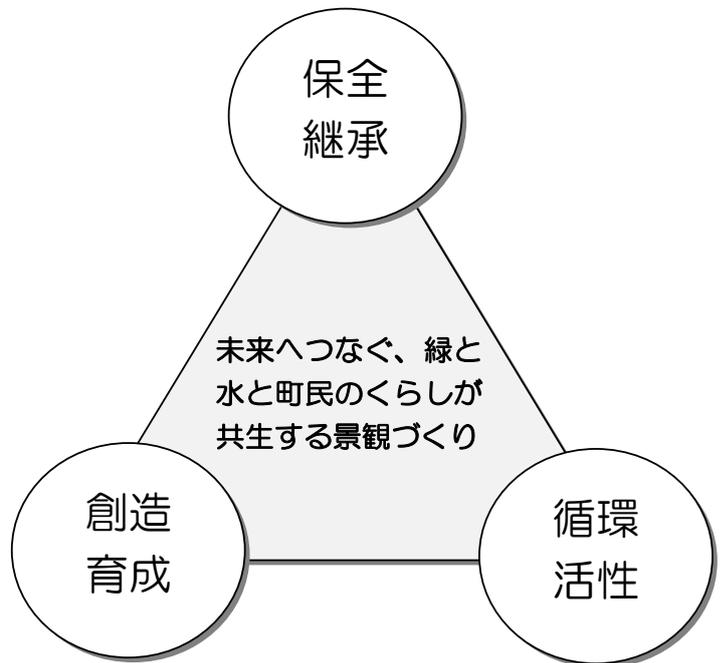
### （1）将来像

#### 「未来へつなぐ、緑と水と町民のくらしが共生する景観づくり」

本町の人々は、越後山系から連なる帝釈山を最高峰とする山々に囲まれ、これらを水源とする伊南川、阿賀川水系の豊かな自然の恵みとともに暮らしています。明治時代、奥会津を旅したイギリスの女性紀行作家イザベラ・バードは、この地域の自然の素晴らしさを愛でるとともに、自然とともに暮らす先人の生活の厳しさも記しています。明治時代に比べ、現在の町民生活ははるかに豊かになる反面、町民の暮らしを支えてきた野山の自然は荒廃する状況も生まれています。景観は、私たちの暮らしを反映する鏡であり、野山の荒廃は私たちの暮らしと自然のかかわりが薄らいでいく状況ともいえます。

これからは有限である地域資源を大切に活用する循環型社会の発想が重要であり、本町の自然がもたらす農林業等と生活の結びつきを強め、新たな時代にふさわしい人と自然の関係が創り出す景観を、次世代へつなぐことが大切です。このような思いを込めて、「未来へつなぐ、緑と水と町民のくらしが共生する景観づくり」を将来像とします（図4-1）。

図4-1 将来像と理念



### （2）景観形成の理念

#### ① 保全・継承：自然との関わりの中で創り出されてきた景観を保全し継承する。

本町の自然がもたらす四季の景観、歴史や文化を伝える建造物や伝統行事等、豊かな自然と、自然との関わりで形成されてきた景観を保全し、次世代へ継承します。

#### ② 創造・育成：南会津らしい地域性をいかした景観を創造し育成する。

伝統的な構法を活用した住まいづくりや、茅葺き民家の有効活用等、南会津地域特有の技や知恵を現代にいかした景観を創造するとともに、景観づくりの担い手を育成します。

#### ③ 循環・活性：人々の交流と循環型社会による景観を形成する。

町内外の人々の交流を通して、地域の景観を見直し、創造するとともに、環境への負荷の少ない生活への転換を通して新たな景観を形成します。

## 5 景観形成の基本方針

### (1) 全域の方針

#### ① 緑と水の水源の町として、骨格となる自然景観を保全する。

本町の四方を囲む山々の緑とそれを水源とする清流や、緑と水が形成する地形等、町の骨格となる自然と、自然がもたらす山林、農地等の景観を私たちの共通の財産として保全します。



緑と水の景観：伊南地域

#### ② 豊かな自然に育まれた町の歴史や文化を伝える景観を保全、継承する。

自然と調和した農村集落の景観、歴史ある寺社や民家等の建造物、田島祇園祭をはじめとする各地域の伝統行事とその空間等、本町独自の歴史文化景観を保全し、次世代へ継承します。



神社と山並み：田島地域

#### ③ 町民と来訪者の交流を重視した景観を創造する。

鉄道駅や道の駅、各地域の観光施設等、来訪者との交流の場となる空間や、主要道路沿道等来訪者の印象に残る空間を重視して、親しみのもてる景観、もてなしの場としての景観づくりを進めます。



道の駅：田島地域

#### ④ 町民のくらしの場にある資源を見直し、次世代へつなぐ景観を創造する。

豪雪地帯である本町の雪を活用した施設の冷房、地下水による融雪施設、農業用水を活用した温暖化防止、地場林産材・農畜産物等、循環型社会にふさわしい資源活用や町民のくらし方を実践し、次世代へつなぐ景観を創造します。



歩道の融雪：田島地域

#### ⑤ 人々の知恵と活力をいかした景観づくりを推進する。

本町の景観づくりに共鳴する町内外の人々が交流し、協働で景観づくりに取り組む場をつくり、一人ひとりの知恵とみんなの力をいかした景観づくりを進めます。



茅刈りツアー：館岩地域

## (2) 地域別の方針

### 1) 自然景観地域：区域全域の山林区域

本町の90%以上を占める山林は、豊かな自然景観を形成するとともに、町民の生活の場である市街地や集落及び田畑の背景として身近な景観を構成していることから、町民みんなの知恵と力を活用して山林の保全、育成を図ります。

- ・ 国立公園、自然環境保全地域等の関係制度の周知を図り、自然環境を保全します。
- ・ 林業の活性化による森林の維持、育成を図り、良好な森林景観を形成します。
- ・ 町民の手による身近な森林の維持管理を進めます。



水田、ハウス栽培農地と山並み：南郷地域



市街地とそれを囲む山並み：田島地域



平地部に広がる集落と背景の山並み：伊南地域



山間部の水田と山並み：館岩地域

## 2) 沿道沿線景観地域：国県道沿道（都市計画区域外概ね 50m）、鉄道沿線

国県道沿道や鉄道沿線は、来訪者が本町の景観として意識する重要な位置にあります。また河川沿いの国県道は、盆地景域、清流景域、溪流景域等の河川と周辺地形が織りなす特徴的な景観を体験することができます。そのため、景域の特性をいかした町民が誇りを持てる景観づくりを進めることにより、来訪者のもてなしともなる景観形成を進めます。

- ・各景域の特性を踏まえ、来訪者の視点を考慮した良好な沿道、沿線景観づくりを進めます。
- ・国県道沿道の市街地や農村集落は、建築物の連続性ある形態に配慮した景観づくりを進めます。
- ・国県道沿道の森林は見通せる景観整備を進め、農地は耕作放棄地の解消と良好な保全を進めます。
- ・国県道沿道及び鉄道沿線の広告物は、色彩や大きさに配慮し周辺景観との調和を図ります。



盆地景域の市街地国県道沿道の景観：田島地域



野岩鉄道車窓からみた初夏と初冬の国道沿道の景観：田島地域



清流景域の伊南川沿いの景観：南郷～伊南地域



溪流景域の山間集落への沿道景観：伊南地域



幹線道路沿道の森林を整備：舘岩地域

### 3) 市街地景観地域：田島都市計画区域

会津田島駅を中心とした商業地域は、来訪者のもてなしの場であるとともに、820余年の伝統ある田島祇園祭の場でもあります。周辺の住宅地では新たな建物の建築が進んでおり、新たな景観づくりも重要です。また、市街地を囲む身近な緑の山々は、町民が親しむ緑地であり、山裾の歴史ある寺社と一体的な景観を形成しています。そのため、市街地の背景となる山々の緑の景観を保全し、潤いある景観づくりを進めます。

- ・街中の歴史ある建築物や周辺に立地する寺社等を大切にして、田島の市街地が培ってきた歴史、文化を継承する市街地の景観づくりを進めます。
- ・市街地周辺の山々の緑の眺望への配慮した景観づくりと、緑を保全する取り組みを進めます。
- ・歴史ある文化を大切にして、祭礼が際立つ町並みの景観づくりを進めます。
- ・新たな住宅地では、伝統的な建築様式を継承する住まいづくりや身近な緑地空間の確保に努めます。



伝統的な建物が混在する  
国道沿道景観：田島地域



伝統的なデザインが連なる  
景観：田島地域



弁天山の整備とビューポイントづくり：田島地域



愛宕山など市街地の背景となる緑の景観：田島地域



区画整理区域内や郊外地  
の新たな景観形成：田島  
地域

#### 4) 集落里山景観地域：農業振興地域

本町の集落は、農地や里山と一体的な景観を形成していますが、盆地や清流景域は、広々とした水田、集落と背景の山々の景観、渓流域は山々が迫る集落と田畑の景観等、盆地・清流・渓流の各景域によりその形態は異なります。集落についても、水路を活用した集落や茅葺き屋根やベンガラ屋根の集落等、多様な景観を形成しています。このような景域の特性に応じた集落、田畑、里山の一体的な景観と集落の特性をいかした景観づくりを進めます。

- ・各集落の魅力となる景観の見直しを進め、統一感のある集落景観の形成を図ります。
- ・集落内の歴史的な景観資源を有効に活用し、集落の活性化を図る景観づくりを進めます。
- ・農業生産活動による景観形成を重視し、農業の活性化による就農者の確保や集落の取り組みにより、耕作放棄地や空き家の解消に努め、集落の景観づくりに関わる町民や支援の輪を広げます。



水路と池のある集落  
：南郷地域



針生地区の棚田の景観  
：田島地域

金井沢地区のベンガラ屋根の  
景観：田島地域



臣の郷と生垣の景観  
：田島地域

茅葺き民家が残る水引  
地区：館岩地域



前沢地区の田、集落、里山の一体的景観：館岩地域

## 5) 交流景観地域：道の駅、支所、リゾート施設及び周辺地域

本町の会津高原尾瀬口駅、道の駅たじまは、首都圏方面からの来訪者の玄関口となり、会津田島駅や各地域の道の駅は、来訪者が本町を知り交流する場として重要な役割を果たしています。また、本町には高原の景観をいかしたリゾート施設やスキー場、温泉地等の施設が点在しており、地域の活性化と連携したこれらの交流空間の魅力ある景観づくりを進めます。

- ・鉄道駅は、来訪者と町民の交流の場として、親しみがあり美しい景観づくりを進めるとともに、周辺に立地する歴史・文化資源を活用した交流を進めます。
- ・道の駅は、駅自身の魅力づくりと合わせて、周辺資源を活用した自然に親しむ場づくりや交流機会の拡大を図ります。
- ・リゾート施設は過度の広告物の掲載は避け、自然と調和する統一したデザイン等により、魅力ある景観づくりを進めます。



ペンションが並ぶ  
会津高原：館岩地域



花木温泉  
：伊南地域



田島祇園祭の会津田島駅周辺の賑わい：田島地域



道の駅番屋周辺の散策路  
：館岩地域



道の駅たじま、会津高原尾瀬口  
駅は首都圏方面からの玄関  
：田島地域

### (3) 景観形成推進地区と景観形成重点地区の設定

本町における景観計画を具体化するために、景観形成推進地区と景観形成重点地区を設定し、町民とともに良好な景観づくりを進めます（図 5-1）。

#### 1) 景観形成推進地区

景観形成推進地区は、以下の2通りの地区を設定します。

- ① 地域住民の主体的な景観形成の取り組みを行政が支援する地区
- ② 行政が指定し住民を支援する地区

①の地区は、住民自らが居住地の景観に関心を持ち、景観の保全、整備に取り組むために、指定を求めるものであり、指定地区において景観を保全するために「景観住民協定」を定めます。行政は、この協定を定めた地区を景観形成推進地区として認定し、協定に基づく届出対象行為の規模及び景観形成基準により、建築物や工作物等を規制誘導するとともに、景観づくりの支援制度を適用します。

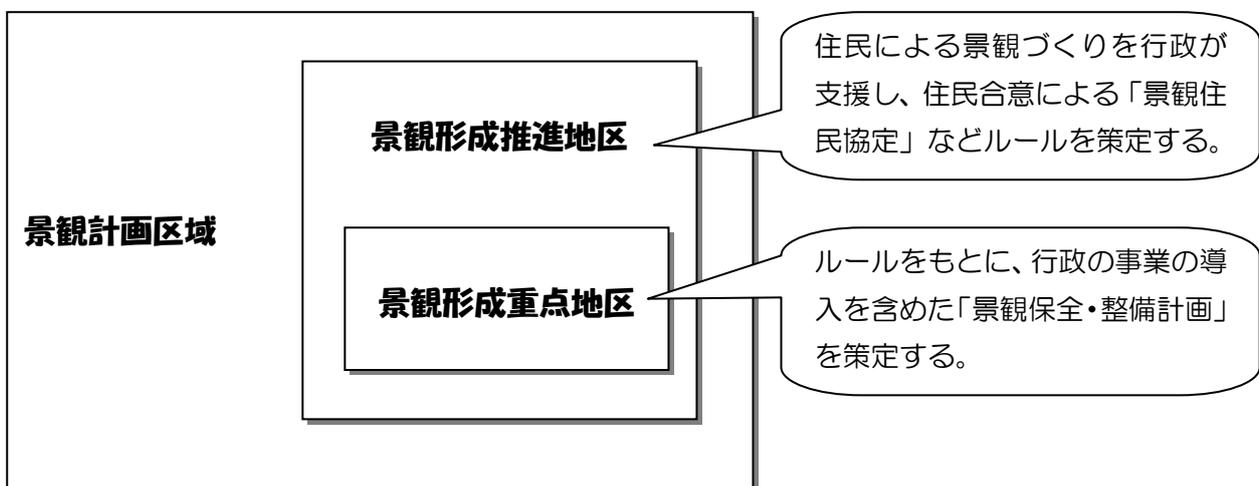
②の地区は、行政が景観形成が必要な地区として、住民に景観づくりを要請し、協議により上記の「景観住民協定」を定め、同様の規制誘導と支援を行います。

景観形成推進地区は、住民の合意形成を図りやすい集落の区域を範囲としますが、数集落がまとまって地区を形成することも想定します。

#### 2) 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、景観形成推進地区における「景観住民協定」をもとに、さらに重点的に景観形成を進める地区として、住民、行政の協働による「景観整備・保全計画」を作成し、策定した地区を景観形成重点地区として認定し、町、県、国等の景観に係る事業を導入し景観形成を進めます。

図 5-1 景観形成推進地区と景観形成重点地区の関係



## 6 行為制限（法第8条第2項第2号関係）

### （1）届出対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等のうち、届出対象となる行為は以下のとおりとします。届出を行おうとする場合は、事前協議を行うものとします。

#### 1）建築物

届出対象行為	届出を要する規模
新築又は移転	高さ 10m超又は建築面積 500 m <sup>2</sup> 超
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記の規模の建築物で、当該行為にかかる床面積又は面積の合計 10 m <sup>2</sup> 超、若しくは当該行為によって上記の規模となるもの

#### 2）工作物

届出対象行為	届出を要する規模
ア 擁壁、垣（生垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5 m超
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く）	高さ 10m超
ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ 20m超
カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ 10m超 又は築造面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 超
キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	
コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	

### 3) 開発行為

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積 3,000 m <sup>2</sup> 超 又は法面の高さが 5 m 超かつ延長 10m 超

### 4) その他条例で定める行為

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3,000 m <sup>2</sup> 超 又は法面の高さが 5 m 超かつ延長 10m 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3 m 超 又は堆積の用に供される面積が 500 m <sup>2</sup> 超
水面の埋立て又は干拓	面積 3,000 m <sup>2</sup> 超 又は法面の高さが 5 m 超かつ延長 10m 超

## (2) 景観形成基準

景観形成の基本方針を具体化するために、景観形成基準を以下のとおりとします。建築物及び工作物は、景観計画区域の地域区分に応じた景観形成基準を設定します。

### 1) 基本事項

景観形成基準	
ア	届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行う。
イ	届出行為の計画に当たっては、自然公園法、都市計画法等に基づく施策並びに県及び市町村の条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合を図る。
ウ	届出行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、届出者は周辺住民との合意形成に努める。

### 2) 共通事項

景観形成基準	
ア	大景観への配慮 行為地を選定するときは、地域のシンボルとなる山岳、河川等への眺望の妨げにならないよう努める。
イ	視点場の配慮 行為地内には、地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努める。
ウ	空間構成への配慮 景観形成にあたっては、大景観（自然地形等の景観）、中景観（市街地、集落等の景観）小景観（建築物等の景観）等の異なる視点からの検討を行うよう努める。
エ	歴史的景観への配慮 本町を代表する歴史的建造物や伝統的な建築様式等の歴史的景観との調和に配慮する。
オ	施設間の調和への配慮 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮する。
カ	景観の変化への配慮 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努める。
キ	周辺景観との調和への配慮 行為地内における修景に努めるとともに、周辺の景観と調和し、統一感のあるデザインに努める。

### 3) 建築物に係る行為の制限

#### ① 自然景観地域

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の地形の改変を最小限にとどめ、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存する。</li> <li>・ 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小屋や倉庫等、居住目的ではない小規模な建築物に限るよう努める。</li> </ul>
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切妻や寄棟等、伝統的な屋根形状を主体とし、景観に配慮したものとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁、屋根等は、四季を通じて自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>・ 建築後、汚れや破損等によって景観を損なわないよう、耐久性、耐候性、退色性、経年変化による効果等を考慮した素材を使用する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物との調和を図りできる限り緑化し、周囲のさく等は生垣等とするよう努める。</li> <li>・ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景にいかすよう努める。</li> <li>・ 周辺の景観及び植生と調和するよう、地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</li> <li>・ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>・ 道路等の公共空間に面する外壁等の前面は、圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 垣、さく等は、自然素材を用いて生垣や石垣とするよう努める。</li> <li>・ 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。</li> <li>・ 屋外駐車場は、出入口を限定し生垣等によって安全な範囲で道路から直接見通せないよう配慮し、場内の高木の植栽に努める。</li> </ul>

## ② 沿道沿線景観地域・集落里山景観地域

集落里山景観地域は、農業振興地域を区域としますが、現状が山林の場合は自然景観地域の基準を準用します。

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の地形の改変を最小限にとどめ、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。</li> <li>・背景となる山並みの景観等に配慮した配置とする。</li> <li>・歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。</li> <li>・行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。</li> <li>・建築物の配置にあたっては、落雪に配慮した隣棟間隔及び道路との間隔を確保する。</li> <li>・集落のまとまり及び活性化や沿道の景観保全のために、建物は集落内に配置するよう努める。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の町並みや自然景観と調和するよう建築物の分割等によって規模を調節する。</li> <li>・行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努める。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせない形態とする。</li> <li>・切妻や寄棟等、伝統的な屋根形状を主体とし、景観に配慮したものとする。</li> <li>・沿道部は棟方向を揃える等、統一感のある沿道景観を形成する。</li> <li>・道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。</li> <li>・歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し又はこれと調和したものとする。</li> <li>・歴史的な建築物の改築又は修繕は、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生によって歴史的景観の保全に努める。</li> <li>・ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体として秩序ある意匠とする。</li> <li>・設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したデザインとする。</li> <li>・外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。</li> <li>・建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>・建築後、汚れや破損等によって景観を損なわないよう、耐久性、耐候性、退色性、経年変化による効果等を考慮した素材を使用する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物との調和を図り、できる限り緑化し、周囲のさく等は生垣等とするよう努める。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景にいかすよう努める。</li> <li>・周辺の景観及び植生と調和するよう、地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</li> <li>・高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>・道路等の公共空間に面する外壁等の前面は、圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垣、さく等は、自然素材を用いて生垣とするよう努める。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。</li> <li>・屋外駐車場は、出入口を限定し生垣等によって安全な範囲で道路から直接見通せないよう配慮し、場内の高木の植栽に努める。</li> <li>・道路境界線からの後退により生じた空間は、道路等の公共空間と一体の開放的な空間として整備するよう努める。</li> </ul>

### ③ 市街地景観地域

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の地形の改変を最小限にとどめ、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。</li> <li>・背景となる山並みの景観等に配慮した配置とする。</li> <li>・歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。</li> <li>・行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。</li> <li>・建築物の配置にあたっては、落雪に配慮した隣棟間隔及び道路との間隔を確保する。</li> <li>・もてなし軸となる祇園祭のメインルート沿道の商業地、背後の住宅地等、地区特性に対応した統一感のある配置に努める。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の町並みや自然景観と調和するよう建築物の分割等によって規模を調節する。</li> <li>・行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努める。</li> <li>・愛宕山等市街地周辺の山々の眺望に配慮した高さ、規模とするよう努める。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な道路沿道は街並みの連続性を形成する下屋や庇の設置に配慮する。</li> <li>・壁面の位置を揃える等により街並みに統一感も持たせよう努める。</li> <li>・地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせない形態とする。</li> <li>・切妻や寄棟等、伝統的な屋根形状を主体とし、景観に配慮したものとする。</li> <li>・沿道部は棟方向を揃える等、統一感のある沿道景観を形成する。</li> <li>・道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。</li> <li>・歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し又はこれと調和したものとする。</li> <li>・歴史的な建築物の改築又は修繕は、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生によって歴史的景観の保全に努める。</li> <li>・ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体として秩序ある意匠とする。</li> <li>・設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したデザインとする。</li> <li>・外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。</li> <li>・建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の設備機器及び屋上工作物並びに、行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>・建築後、汚れや破損等によって景観を損なわないよう、耐久性、耐候性、退色性、経年変化による効果等を考慮した素材を使用する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物との調和を図り、できる限り緑化し、周囲のさく等は生垣等とするよう努める。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景にいかすよう努める。</li> <li>・周辺の景観及び植生と調和するよう、地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</li> <li>・高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>・道路等の公共空間に面する外壁等の前面は、圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垣、さく等は、自然素材を用いて生垣とするよう努める。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。</li> <li>・屋外駐車場は、出入口を限定し生垣等によって安全な範囲で道路から直接見通せないよう配慮し、場内の高木の植栽に努める。</li> <li>・道路境界線からの後退により生じた空間は、道路等の公共空間と一体の開放的な空間として整備するよう努める。</li> <li>・行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努める。</li> </ul>

#### ④ 交流景観地域

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の地形の改変を最小限にとどめ、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。</li> <li>・背景となる山並みの景観等に配慮した配置とする。</li> <li>・歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。</li> <li>・行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。</li> <li>・建築物の配置にあたっては、落雪に配慮した隣棟間隔及び道路との間隔を確保する。</li> <li>・地区のまとまり及び活性化や地区外の景観保全のために、建物は地区内にまとまって配置するよう努める。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の町並みや自然景観と調和するよう建築物の分割等によって規模を調節する。</li> <li>・行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努める。</li> </ul>
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせない形態とする。</li> <li>・屋根は周辺景観に配慮し、切妻や寄棟等、傾斜屋根とする。</li> <li>・沿道部は棟方向を揃える等、統一感のある沿道景観を形成する。</li> <li>・道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。</li> <li>・歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し又はこれと調和したものとする。</li> <li>・歴史的な建築物の改築又は修繕は、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生によって歴史的景観の保全に努める。</li> <li>・ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体として秩序ある意匠とする。</li> <li>・設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか建築物本体と調和したデザインとする。</li> <li>・外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。</li> <li>・建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。</li> <li>・建築物の設備機器及び屋上工作物並びに、行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>・建築後、汚れや破損等によって景観を損なわないよう耐久性、耐候性、退色性、経年変化による効果等を考慮した素材を使用する。</li> </ul>

敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物との調和を図り、できる限り緑化し、周囲のさく等は生垣等とするよう努める。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景にいかすよう努める。</li> <li>・周辺の景観及び植生と調和するよう、地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</li> <li>・高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>・道路等の公共空間に面する外壁等の前面は、圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垣、さく等は、自然素材を用いて生垣とするよう努める。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。</li> <li>・屋外駐車場は、出入口を限定し生垣等によって安全な範囲で道路から直接見通せないよう配慮し、場内の高木の植栽に努める。</li> <li>・道路境界線からの後退により生じた空間は、道路等の公共空間と一体の開放的な空間として整備するよう努める。</li> </ul>

#### 4) 工作物に係る行為の制限

##### ① 自然景観地域

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。</li> </ul>
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物全体として秩序ある意匠とする。</li> <li>・ 単調な大壁面による圧迫感をなくす。</li> <li>・ 工作物及び附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の表面は、四季を通じて自然景観と調和した低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・ 工作物の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。</li> <li>・ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>・ 建築後、汚れや破損等によって景観を損なわないよう耐久性、耐候性、退色性、経年変化の効果等を考慮した素材を使用する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物との調和を図り、できる限り緑化し、周囲のさく等は生垣等とするよう努める。</li> <li>・ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景にいかすよう努める。</li> <li>・ 周辺の景観及び植生と調和するよう、地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</li> <li>・ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>・ 道路等の公共空間に面する外壁等の前面は、圧迫感を和らげるよう樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>

② 沿道沿線景観地域・集落里山景観地域沿道沿線景観地域・市街地景観地域・交流景観地域

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の地形の改変を最小限にとどめ、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とする</li> <li>・道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とする。</li> <li>・水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の町並みや自然景観と調和するよう工作物の分割等によって規模を調節する。</li> <li>・周辺が樹林地の場合は、樹冠から突出しない高さとするよう努める。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物全体として秩序ある意匠とする。</li> <li>・地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせる形態を避ける。</li> <li>・単調な大壁面による圧迫感をなくす。</li> <li>・工作物及び附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。</li> <li>・歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとする。</li> <li>・歴史的な工作物の改築又は修繕は、工作物の材料又は意匠の一部を保存、再生に努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の表面は、四季を通じて自然景観と調和した低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・工作物の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた自然景観の中にある場合は反射性の高い素材を使用しない。</li> <li>・地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>・建築後、汚れや破損等によって景観を損なわないよう、耐久性、耐候性、退色性、経年変化の効果等を考慮した素材を使用する。</li> <li>・周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。</li> <li>・歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努める。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物との調和を図りできる限り緑化し、周囲のさく等は生垣等とするよう努める。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景にいかすよう努める。</li> <li>・周辺の景観及び植生と調和するよう、地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</li> <li>・高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>・道路等の公共空間に面する外壁等の前面は、圧迫感を和らげるよう樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>

## 5) 開発行為・水面の埋め立て又は干拓に係る行為の制限

項目	景観計画区域
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形をいかにす。</li> <li>・景観形成上支障を生じる土地の分割又は細分化を行わない。</li> </ul>
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内はできる限り緑化し、周囲のさく等は生垣等とするよう努める。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景にいかにすよう努める。</li> <li>・周辺の景観及び植生と調和するよう、地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</li> <li>・高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> </ul>
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮する。</li> <li>・法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</li> <li>・周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。</li> <li>・擁壁は垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。</li> <li>・擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性をいかしたものとし、できる限り緑化に努め、描画等を行わない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池の建設、埋立て又は干拓は、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。</li> <li>・行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用する。</li> </ul>

## 6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る行為の制限

項目	景観計画区域
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整池の建設、埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。</li> <li>行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し修景に積極的に活用する。</li> </ul>
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>長大な法面又は擁壁を生じさせないように努める。</li> <li>法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</li> <li>擁壁は垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。</li> <li>擁壁表面は周辺の景観と調和し、素材の特性をいかし緑化に努め、描画等を行わない。</li> </ul>
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な視点場及び主要な道路から見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。</li> <li>行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用すること。</li> </ul>

## 7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る行為の制限

項目	景観計画区域
集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積又は貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路から見えにくい位置とする。</li> <li>集積又は貯蔵は、高さをできる限り低く抑え整然と行う。</li> </ul>
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地外からの出入口は、最小限に限定する。</li> <li>行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずる。</li> </ul>

## 7 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に係る方針（法第8条第2項第3号関係）

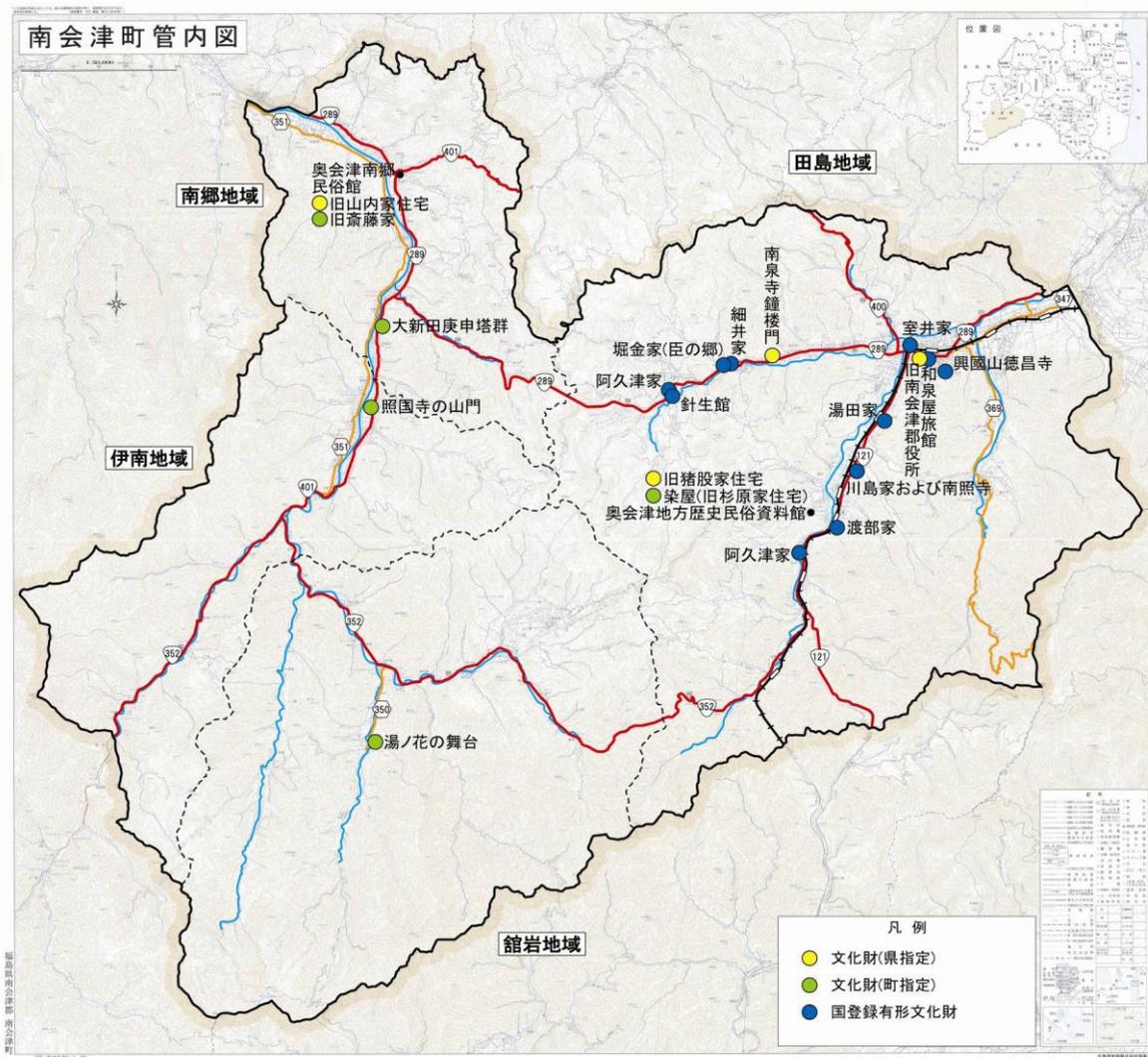
### （1）景観重要建造物の指定方針

地域の良い景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるもので、所有者の同意を得た以下の建造物を、景観重要建造物として指定します（図7-1）。

#### 【指定を検討する建造物】

- ① 地域の景観に影響の高い建造物
  - ・町又は県の指定重要文化財等の建造物
- ② 地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴をなす建造物
  - ・国登録有形文化財等歴史・文化性のある建造物
  - ・用水を取り入れた住まい、曲家、蔵等地域に継承される材料や形式の建造物
- ③ 地域のランドマークとなる建造物
  - ・優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物
  - ・駅舎等、交流の場となり親しまれている建造物
- ④ 維持管理を行う個人又は団体がある建造物

図7-1 県、町指定文化財



## (2) 景観重要樹木の指定方針

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるもので、所有者の同意を得た以下の樹木を、景観重要樹木として指定します（図 7-2）。

### 【指定対象として検討する樹木】

- ① 地域の景観に影響の高い樹木
  - ・町並みや集落景観と一体となった並木、樹林
  - ・河川堤の並木等、優れた自然景観を形成する樹林
- ② 地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴をなす樹木
  - ・寺の樹木、鎮守の森等歴史性・文化性のある樹林
- ③ 地域のランドマークとなる樹木
  - ・町、県指定天然記念物等の樹木
  - ・見通せる場所にある巨木
- ④ 維持管理を行う個人又は団体がある樹木

図 7-2 県、町指定天然記念物 重要な樹木



## 8 屋外広告物に関する事項（法第8条第2項第4号関係）

### （1）基本方針

屋外広告物にはぎわいの演出効果がある一方、無秩序な設置は景観を阻害する要因となることから、設置場所を考慮した誘導や集合化を図ります。また、屋外広告物に係る行為の制限を図るために、南会津町屋外広告物条例（仮称）の制定を検討します。

### （2）制限及び誘導方針

当面は、福島県屋外広告物条例に基づき運用を図りますが、景観形成推進地区及び重点地区の指定が行われることから、これらの地区において屋外広告物の制限及び誘導が行えるよう町独自の条例案の制定を検討します。

#### ① 屋外広告物の表示・掲出の地域指定

- ・町全域を対象とした禁止地域及び許可地域の指定

#### ② 基準として定める項目

- ・屋外広告物の個数、位置、規模、表示面積、形態、意匠、色彩等

#### ③ 基準

- ・地域の景観形成方針や景観形成基準及び館岩地域の実績等参考に、地域ごとに設定
- ・電光表示広告物等の設置基準の検討



こげ茶色と白文字に統一された道の駅番屋の看板：館岩地域



未使用の看板が目立つ会津高原尾瀬口駅：田島地域

## 9 景観重要公共施設の整備に係る方針（法第8条第2項第4号関係）

### （1）景観重要公共施設の整備に関する事項

#### ① 基本方針

道路、河川、公園等の公共施設は、地域の景観の骨格となる重要な要素であり、地域のシンボルとなる要素でもあります。これらの公共施設は、町民の利便性だけでなく、来訪者に町を印象づける要素ともなります。そのため、景観計画区域における道路、河川、公園等の公共施設については、当該公共施設管理者との協議、同意に基づき、景観重要公共施設として位置づけ、良好な景観形成に向けた整備に取り組みます。

#### ② 整備、改善に関する方針

##### 【道路：沿道沿線景観地域の軸となる国道、県道】

- ・町民及び来訪者が利用する空間として、自然景観と調和した整備・改善を行います。
- ・道路の緑化に努め、潤いある景観を形成します。
- ・ガードレール等の付属施設の形態、色彩、素材は周辺景観と調和したものとします。
- ・歩道空間は、歩行者が安心して楽しめる空間として整備・改善し、地域特性に応じたグレードアップを図ります。

##### 【河川】

- ・水害対策等の安全性に配慮するとともに、釣りや散策が楽しめる親水空間を形成します。
- ・魚道等、自然環境に考慮した河川の整備・改善を行います。
- ・河川工作物については、木や石等の自然素材を活用し、周辺景観と調和したものとします。

##### 【公園】

- ・公園の整備・改善にあたっては、よりよい維持管理、植栽を行います。
- ・利用者のニーズに応じた安全に安心して親しめる整備・改善を行います。
- ・用水を活用した水辺空間の創出等、地域特性に応じた整備・改善を行います。

### （2）占用許可の基準に関する事項

景観重要公共施設における占用物件は、整備、改善に関する方針と整合のとれたデザインとする必要があります。そのため、占用物件の配置、形態意匠、素材は、景観重要公共施設及びその周辺の景観に配慮し、景観重要公共施設と一体となった空間を形成するものとします。

## 10 景観形成推進方策

### (1) 町民・事業者・行政の役割

本町の自然景観や歴史的文化的景観を保全、継承し、町の活性化に寄与する新たな景観を創造するためには、町民、事業者、行政の協働による景観づくりが大切です。そのため各主体の役割を明らかにして、景観づくりに取り組みます（図 10-1）。

#### ① 町民

- ・町民の日常の暮らしが景観をつくりあげていることを再認識します。
- ・自らの建物や身近な生活場所の維持管理を通して、良好な景観を整備、保全します。
- ・景観づくりの担い手として、地域や町が行う景観づくりの取り組みに積極的に関わります。

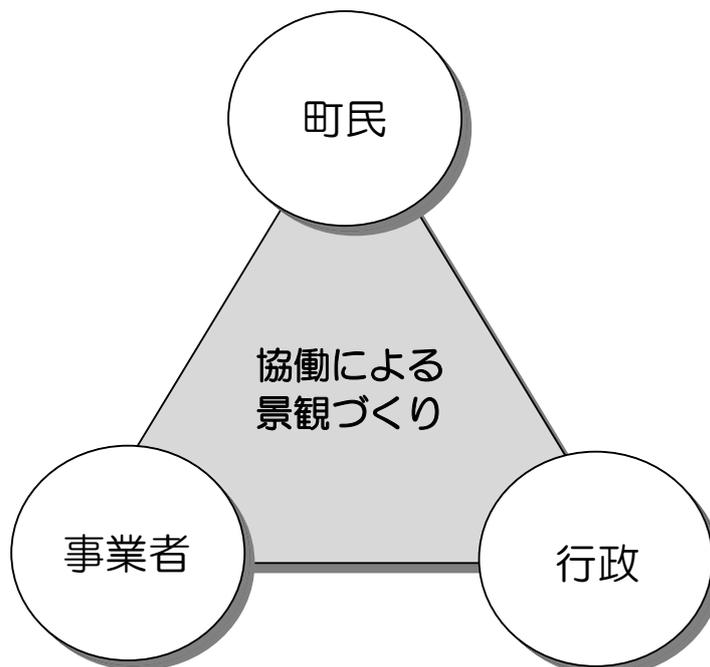
#### ② 事業者

- ・事業者の事業活動が景観をつくりあげていることを再認識します。
- ・自らの事業を通して、地域の特性に応じた景観づくりを積極的に進めます。
- ・地域や町が行う景観づくりの取り組みに積極的に関わり、景観形成における地域貢献を進めます。

#### ③ 行政

- ・町民及び事業者に対する情報提供等による景観形成の啓発を進めます。
- ・町民、事業者、行政が協働する場づくりを検討します。
- ・町民及び事業者が進める景観形成の取り組みを積極的に支援します。
- ・景観形成にかかる施策の検討、実施を進めるとともに、県や国に対して協力を要請します。

図 10-1 町民・事業者・行政の協働による景観づくり



## (2) 景観に関する施策の推進

### 1) 地域別の施策の推進

本町の景観形成のために、地域区分に応じて関連する諸制度や各種事業の適用を検討し、景観づくりを進めます。また、景観整備機構の指定等により景観づくりに専門家等が関わる仕組みを構築します(図10-2)。

#### ① 自然景観地域

自然公園法、自然環境保全法及び本町の景観条例に基づく規制とともに、町(国、県)の林業施策等の実施により景観の整備、保全を進めます。

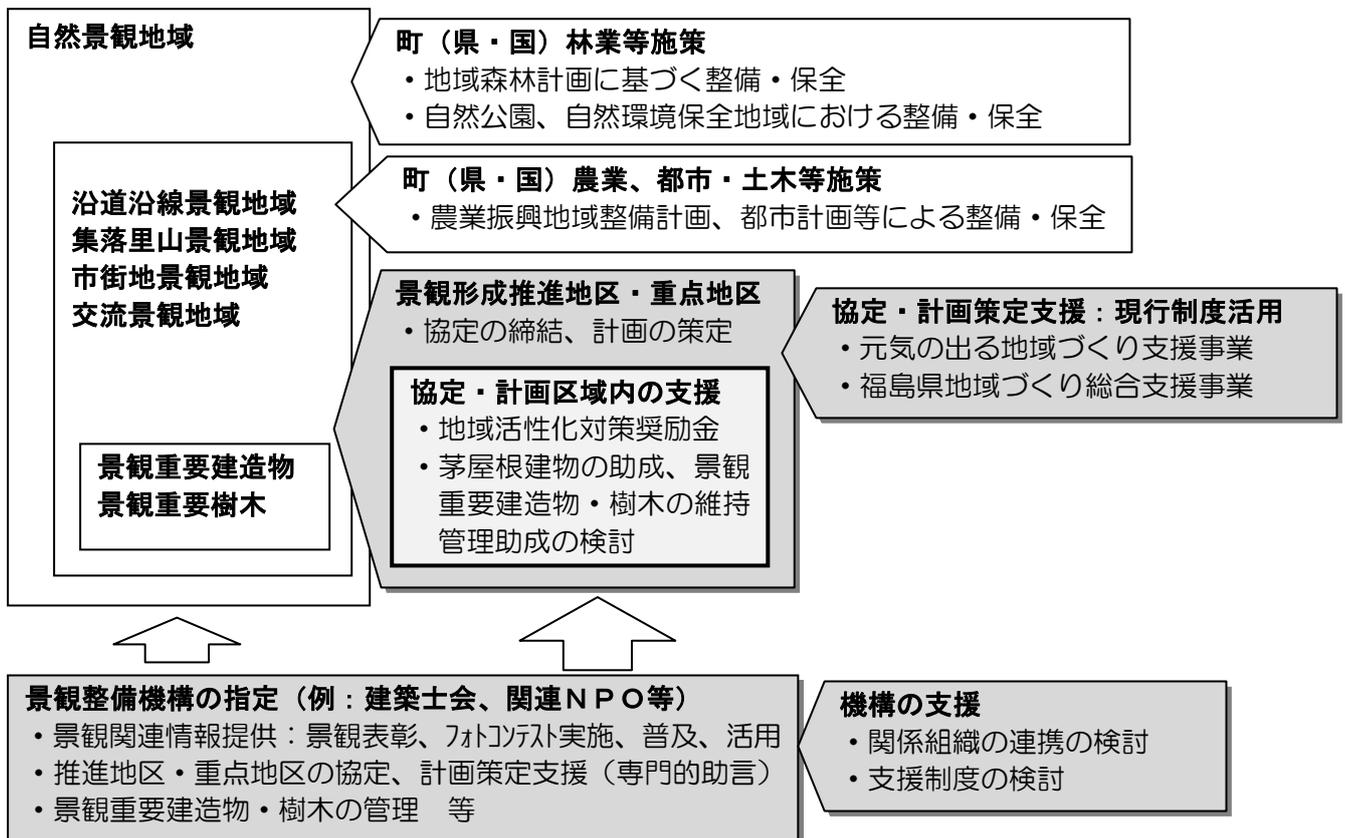
#### ② 沿道沿線景観地域、集落里山景観地域、市街地景観地域、交流景観地域

町民の暮らしの場として、本町の景観条例に基づく規制とともに、農業、都市計画、土木の施策等の実施により景観の整備、保全を進めます。

#### ③ 景観形成推進地区及び景観形成重点地区

景観形成推進地区及び景観形成重点地区については、町や県の事業の活用と景観形成にかかる支援制度の創設を検討し、景観の整備、保全を進めます。

図10-2 地域別景観に関する施策の関係：グレー部分は景観計画による制度、施策



## 2) 景観形成推進地区・重点地区制度の創設

### ア 支援制度の構築

景観形成推進地区及び景観形成重点地区の認定により、町民の景観形成活動を支援する制度を検討します。支援の内容例としては、以下の内容が考えられます。

- ・地域活性化対策奨励金制度の適用
- ・茅葺き屋根建物の補修の支援
- ・協定の景観形成基準に基づく建築物の新增築、修景の支援
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の維持管理の支援
- ・空き家の撤去と跡地の有効活用

景観形成重点地区は、景観整備・保全計画に基づく町施策の優先的活用、国、県の関連事業等の導入を検討します。

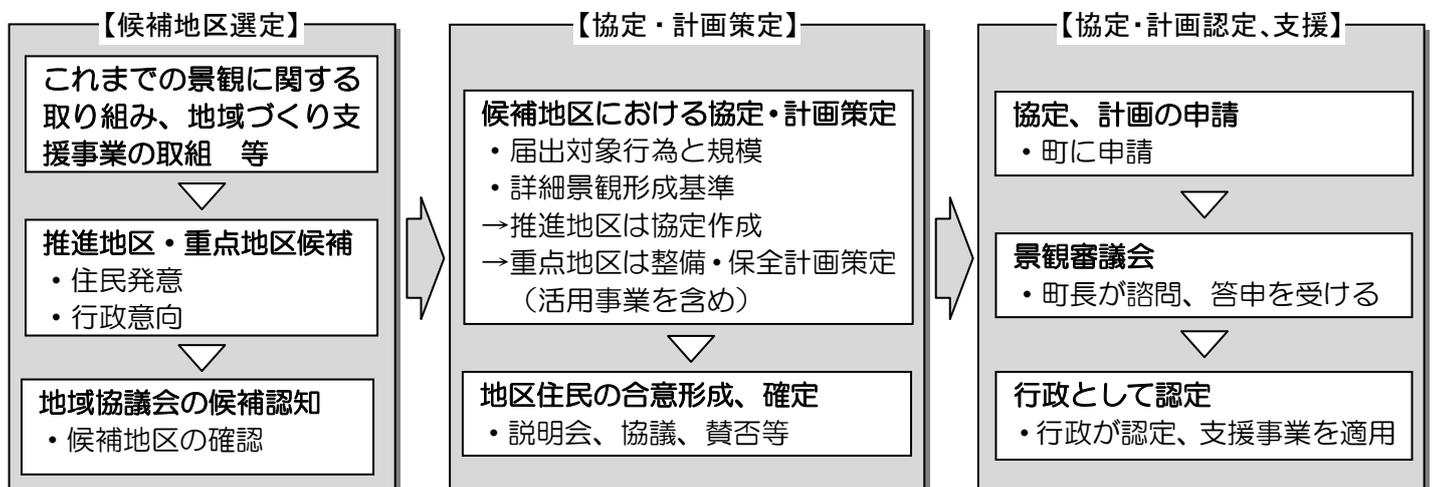
また、景観形成推進地区の協定づくりや景観形成重点地区の景観整備・保全計画の作成にあたっては、行政及び専門家の支援制度を検討します。

### イ 景観形成推進地区及び景観形成重点地区の認定手順（図 10-3）

#### ① 候補地の選定

景観形成推進地区・重点地区は、「住民発意によるもの」と「行政が重要とする地区」を候補地区として選定します。候補地区については、これまでの景観に関する取り組みや集落に対する支援事業の取り組み、行政施策等から選定し、各地域協議会に提案し確認を受けます。また、地域協議会等からの推薦等も考えられます。

図 10-3 景観形成推進地区・重点地区の認定手順



## ② 候補地区における協定・計画の策定

候補地区においては、景観計画区域全体の届出対象行為及び景観形成基準を踏まえて、地区特性に応じた方針と詳細基準を作成します。方針では、景観重要建造物・樹木、保全すべき建造物等を指定し、支援制度の対象とすることが考えられます。重点地区とする場合は、さらに活用事業を検討し景観整備・保全計画を策定します。

推進地区においては、検討した内容を（仮称）「●●地区景観住民協定」、重点地区とする場合は（仮称）「●●地区景観整備・保全計画」として合意形成を図り確定します。

また、協定及び計画の策定にあたっては、景観整備機構による専門的アドバイス等の支援を検討します。

## ③ 協定・計画の認定及び支援

協定及び計画は町に申請し、町長が景観審議会に諮問、答申を受けて、行政として認定します。認定した協定、計画については、対象区域に対して景観形成支援制度を検討します。

## 3) 国、県の支援制度の活用

国の歴史的風致維持向上計画や県の支援制度の活用を検討します。

## 4) 景観農業振興地域整備計画の検討

耕作放棄地の解消とともに、棚田、景観作物栽培地区、集落と農地の一体的景観等、より良い農村集落景観の保全、形成を図るために、景観農業振興地域整備計画の活用を検討します。

## 5) 景観形成に関する情報提供、啓発

景観計画の考え方等、景観形成に関する情報は発信し、周知を図るとともに、景観に関する学習活動や表彰等により、景観に対する関心を高めます。

### (3) 推進体制の確立

#### 1) 景観審議会

良好な景観形成に係る事項等を審議や景観計画の策定及び変更、景観住民協定、景観整備・保全計画等について審議する機関として景観審議会を設置します。

#### 2) 景観整備機構

景観の専門家による情報提供、住民合意に向けた支援、景観形成の取り組み、景観重要建造物・樹木の維持管理等を行うために景観整備機構の指定を検討します。

景観整備機構の指定にあたっては、関係団体の連携組織の設置及び支援方策を検討します。

#### 3) 景観協議会

景観形成推進地区及び景観形成重点地区において、景観住民協定、景観整備・保全計画の策定及び推進を図るために、住民、関係団体、行政等で構成する景観協議会の設置を検討します。

#### 4) 専門家派遣

景観整備機構等により専門家の派遣を検討します。